

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	重度心身障害者等医療費助成に関する事務 評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

滑川市は、重度心身障害者等医療費助成に関する事務において特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしうることを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態が発生するリスクを軽減させるため、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、特定個人情報ファイルの保護と安全な利用について適切な措置を実施することで、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

評価実施機関名

滑川市長

公表日

令和7年4月18日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	重度心身障害者等医療費助成に関する事務
②事務の概要	本事務は、滑川市重度心身障害者等医療費助成条例(昭和58年条例第1号)に基づき、滑川市に住所を有する重度心身障害者等に対し医療費の一部を助成することにより、重度心身障害者等の福祉の増進を図ることを目的としている。 内容としては、受給資格の登録、受給資格者証等の交付、再交付及び返還、合計所得金額の算定並びに対象となる各種療養費の給付及び高額療養費相当額の助成を行う。その際の確認事務において個人番号を利用する。 番号法においては、第9条第2項に基づき、重度心身障害者等医療費助成に関する事務に個人番号を用いることになる。
③システムの名称	医療費助成システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 医療費助成システム(ガバメントクラウド上の標準準拠システム)
2. 特定個人情報ファイル名	
重度心身障害者等医療費助成ファイル、宛名情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第2項 滑川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会・提供の根拠】 番号法第19条第9号及び第10号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	滑川市健康福祉部 福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1475
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	滑川市(総務部DX推進課) 富山県滑川市寺家町104番地 076-475-1251

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
基礎項目評価の実施が義務付けられる	

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [☐] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	しきい値判断項目 時点計数 1. 対象人数及び2. 取扱者数	平成28年1月1日	4月1日	事後	
平成28年8月2日	情報提供ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の 根拠	【情報照会・提供の根拠】 番号法第19条第9号及び第14号	【情報照会・提供の根拠】 番号法第19条第8号及び第9号	事後	
平成29年4月1日	関連情報 5. 評価実施機関 における担当部署 ②所属長	福祉介護課長 藤田 博明	福祉介護課長 澤口 幸二	事後	
平成29年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 者数 2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 者数 2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	平成29年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
平成31年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署(②所属長の役職)	福祉介護課長 澤口 幸二	福祉介護課長	事後	様式の変更によるもの
平成31年4月1日	Ⅳリスク対策	－	項目新設	事後	様式の変更によるもの
令和3年9月1日	Ⅰ 関連情報 4. 情報提供 ネットワークシステムによる情 報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号及び第9号	番号法第19条第9号及び第10号	事後	法改正に伴う修正
令和3年9月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 者数 2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	平成31年4月1日時点	令和3年9月1日時点	事後	
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署(①部署)	滑川市産業民生部 福祉介護課	滑川市健康福祉部 福祉課	事後	組織再編に伴うもの
令和5年4月1日	5. 評価実施機関における担 当部署(②所属長の役職)	福祉介護課長	福祉課長	事後	組織再編に伴うもの
令和5年4月1日	7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家 町104番地 076-475-2111	滑川市(監査委員事務局) 富山県滑川市寺家 町104番地 076-475-1475	事後	電話番号の変更に伴うもの
令和5年4月1日	8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	滑川市(総務部企画政策課) 富山県滑川市寺 家町104番地 076-475-2111	滑川市(総務部DX推進課) 富山県滑川市寺家 町104番地 076-475-1251	事後	組織再編に伴うもの
令和6年7月1日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 者数 2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年7月1日時点	事後	
令和7年4月18日	Ⅰ-1 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ③システムの 名称	重度心身障害者等医療費助成システム、団体 内統合宛名システム及び中間サーバー	医療費助成システム 団体内統合宛名システム 中間サーバ 医療費助成システム(ガバメントクラウド上の標 準準拠システム)	事後	
令和7年4月18日	Ⅱしきい値判断項目 1. 対象 人数 2. 取扱者数 いつ時点 の計数か	令和6年7月1日時点	令和7年4月1日時点	事後	